

## 平成30年度 第2回長野県いじめ問題対策連絡協議会（要旨）

1 日 時 平成30年9月25日（火） 10:00～11:30

2 場 所 長野県庁8階 教育委員会室

3 出席者 別紙「参加者名簿」参照

4 内 容

（1）会長挨拶

（2）報告事項

○ いじめの問題に係る学校訪問の実施報告

○ LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」

…第Ⅰ期（H30.7.1～7.29）の相談実施状況について（速報）…

（3）協議・意見交換

<事務局より提案>

○ （別紙：研修資料）「いじめの問題に関するQ&A」について

5 議事要旨

（原山会長）

ただいまの提案についてのご質問があればお願いしたい。

（吉池委員）

保護者の方への対処も困っているのではないか。特にいじめをしてしまった子どもの保護者への対応というのもどこかに盛り込んであげれば、先生方安心されるかなと思う。

（原山会長）

Q&Aに1つ、保護者への対応について加えるということでしょうか。

（小松心の支援課長）

1つ項目を立てて、保護者に伝わるような形で示すことを検討したい。

（大島委員）

保護者の皆さんにはこういう研修をしているということをどのようにお伝えするのか。

（小松心の支援課長）

P T A総会や保護者懇談会、参観日など、さまざまな機会を通して、学校の状況を伝えていくことは必要。この研修資料をそのまま使って保護者に説明することは想定していない。

（原山会長）

むしろ積極的に保護者の皆さんにお知らせすることは、すごく大事なことはないかと思う。

**(高城委員)**

特に加害者側の保護者が「こんないじめじゃない」とか「うちの子だけじゃない」と捉えてしまう場合、そのような保護者の方々にもしっかり理解していただく必要があると思う。

**(原山会長)**

いじめの定義が「何のために、なぜこのように変わったのか」ということを保護者の皆さんに理解していただくことが大事。

それでは1つずつ進めていきたい。まずQ1からご意見ご質問等あればお願いしたい。

**(吉池委員)**

『「いじめ」という言葉から受ける印象が強すぎる場合があることから、同方針では、「…学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である」としてあります』とあるが、これだけじゃきっと「どういう言葉を使うの？」となってしまう。実際先生方はここをどんなふうと考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

**(小松心の支援課長)**

何でもいじめに当てはめてやってくと、さまざまな面で誤解を生んでいく可能性がある。起こったこと、発生したことに対して指導をしていくスタンスが大切ではないかと思う。

**(田中委員)**

まったくそのとおりだと思う。例えば暴力を伴う場合はしっかりとした指導を行わなければいけないと思うが、悪口や陰口などに関しては非常に微妙なところ。一概にいじめと捉えて反省文を書かせるなどの一律の指導では、子どもたちからも反発がくる。やはりそのあたりは人間関係に配慮しながら、その場その場で適切な指導をするべきと思う。

**(龍野委員)**

中学校の現場でも同じ。事案、事案で適切に指導していくことが現場には合っているのではないかと思う。

**(安藤委員)**

私は今15～17歳の子どもたちと生活しているが、この資料が子どもたちに渡ったときに「これがいじめなの？」となる。子どもが受け取る部分はかなり慎重に考えなければならない。特に低年齢になればなるほど、私たち教員も確かな感性を持っていなければならないということを感じる。

**(吉池委員)**

CAPのワークショップでは、黒板に「いじめ」と書く。そのあと、「いじめの中にはどんなものがあるの？」と問い、「そこには悪口も仲間はずしも含まれます」と答えると子どもたちは納得する。「ああそうか、相手を嫌な気持ちにさせてしまったら、それはいじめに

なるんだ」ということが子どもたちにスッと入っていく。ですから、「いじめ」という言葉を使わずに指導すると、結局そこはいじめにカウントされないことになってしまうのではないかと危惧している。

**(田中委員)**

自分たちの認識の中では間違いなく、悪口も仲間はずしもいじめの範疇に入っているので、そのような心配はされなくてもいいのではないかと思っている。

**(龍野委員)**

教職員に対しては、いじめの定義をしっかりと説明し、きちんとカウントはするが、本人にはそのような言葉を使って指導しない場面というのは当然あるかなと思う。

**(夏目委員)**

「同方針では学校はいじめという言葉を使わずに指導する、柔軟な対象も可能であるとしています」というのを保護者が見ると、「逃げているのではないか」と、誤解される可能性はあると思う。

ですから、「いじめの認知件数＝SOS の認知件数」であることを強調して保護者にお伝えし、理解を深めていくことが重要と思う。

**(小林委員)**

私も大賛成。「いじめがあったかどうか」ということではなく、「子どもたちからSOSの発信があった。これを皆で解決していこう」ということを保護者の皆さんとも共有しないと、保護者は保護者、学校は学校、子どもたちは子どもたちの中で解釈がどんどん広がってしまう。

**(原山会長)**

まず初めに「いじめの認知＝SOS の認知」という共通認識を書き、その認識に基づいてQ & Aが作られているという体裁にしたい。Q 1について他に。

**(県民文化部高橋次世代サポート課長)**

いじめの定義の中で一番重要なのが、「心身の苦痛を感じている」という部分で、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと同じ。これまでは加害者がいじめる意思があったのか、なかったのかで判断をしていたが、「いじめは加害者ではなく、被害者の受け止め」「被害者の言葉をしっかりと聞いて、その支援から入っていくのが学校です」ということを強く打ち出していくことが大切だと感じた。

**(原山会長)**

Q 2についてはいかがか。(なし) それではQ 3はいかがか。

**(吉池委員)**

「軽微なものについては担任が関係児童に注意するなど完結させたい」とあるが、「完結」をどう考えているかお聞きしたい。また、「いじめ防止対策組織」を意味あるものにするための指針みたいなものがあるかどうかお聞きしたい。

#### （小松心の支援課長）

国の基本方針では「行為が少なくとも3ヶ月止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」となる。いじめを認知した段階でそれ以上重くならないよう支援することが重要。

「いじめ防止対策組織」は全ての学校に設置されているが、学校によってそれぞれ対応は違う。いろいろな事案が起こったときに、その都度、会議を招集することは無理。例えば定期的に会議を開いて、それまでの事案を報告してもらおうとか、校内のコンピューターの中で情報共有できるようになっている学校もある。

#### （吉池委員）

「完結させる」というのは、いじめられた子への気持ちを聞いていただき、「もう大丈夫」ということであれば完結としていただければと思う。実際に何も無いように見えても、LINEなどで続いている可能性があるのも、先生がご覧になって判断せず、いじめられた子どもさんの気持ちを聞いてもらいたい。

私たちがワークショップやっている中で多いのが、「いじめの加害者になっている子どもたちが、実は被害者だった」という事例。先生が介入して解決し、いじめられたときとても嫌な気持ちとか、悔しかったり、悲しかったりした気持ちは誰も聞いてくれなくて、「もう忘れなさい、リセットしなさい」と言われる。その気持ちを置き去りにし、ため込んだまま、年齢だけが上がって、誰かをいじめるしかなかったということがいっぱいある。

#### （大井委員）

いじめを認知したら1人で抱え込まず、報告・連絡・相談、そのうえでケースに応じた適切な対処をしましょうということだが、誰に報告して、誰に連絡をして、誰に相談したらいいかということまで明記した方がいいのではないかと思う。

また、子どもたちが相談を受ける場所は学校だけでも限らない。学校外の窓口についても明記したらどうか。

#### （原山会長）

この部分の書き方が誤解を招いている。「子どもたちが1人抱えこまずに」ではなく、「教師がいじめを認知したときに、それを教師個人で抱えこまずに周囲に相談しましょう」の意。今回は大人側がどう対応すべきかということを中心に書いている。子どもたちがどうすべきか、また、学校外の相談窓口の必要性についてはまた別のものとして考えたらどうか。

#### （大井委員）

児童虐待に関して電話相談を受けている中で、親や教師などいろいろなところから相談

があり、いじめの問題も含まれることがある。それをどこに報告するのか、あるいはもっと専門的な機関につなげたらいいいのか迷うこともある。そのようなことも含めてまたご協議いただければと思う。

**(原山会長)**

いじめの認知の問題やいじめをSOSとして捉えるなど、他の相談窓口の人たちも共通認識を持てるようなものが必要というご提案でよろしいか。

**(小林委員)**

「見守る、声をかける、相談にのる、その場でやめさせる、外部機関に相談する」はよいが、「保護者と連携する」という言葉は、もう少し広げて明記されるといいのではないかと思う。

**(原山会長)**

最後のQ4についてはいかがか。

**(小林委員)**

各学校で起きた事案が教育委員会に報告され、例えば私たちの場合でしたら指導主事がすぐ学校に支援に入る。派遣された指導主事が学校と一緒に解決法を考え、関係諸機関にもつなげながら対処することは当然やっている。

重大事態の対処に関する事例の中で、被害児童へのケアをどう考えていたのか、事案発生から数ヶ月間、何もしなかったのかなど、知りたいことがたくさん出てくる。そこは丁寧に書き込む必要があるのではないかと思うが、そうすると事例が長くなってしまいますので、どうしたらいいのか考えていたところ。

**(小松心の支援課長)**

事例については、委員おっしゃるように丁寧に書き込むと非常に長くなってしまいますので、だいぶ割愛した部分がある。

**(原山会長)**

何のための事例かということ整理したうえで、ご理解いただけるような記述方法を取るとしたらどうか。重大事態の対処において、法の仕組みを躊躇せず活用することが重要。

**(安藤委員)**

今回の研修資料は、私学の小・中・高にも当然出されると思う。私どもにおいては、設置者は法人であり、県の私学振興課に支援いただいている。

そういう中で、いじめの問題があったときには、私学振興課に断った上で、教育委員会にご指導いただくことはできるか。

**(県民文化部布山私学振興課長)**

基本的に私立学校については、それぞれ学校独自の建学の精神に基づいて、独自の教育を行っているところ。学校の管理運営事項については、各学校において責任を持って執り行っており、当課ではそれぞれの学校を支援する立場。

いじめ問題等について、県内で学んでいる子どもたちの教育という面で幅広く考えた場合に、その学校独自の取組に対して、可能な範囲で支援申し上げるのは一般論としてはあり得る。

個別にご相談等があった場合は、相談内容を学校にお伝えしたり、関係の機関にご相談したりすることはあろうかと思うが、教育委員会とは仕組みが異なっている部分もある。

**(県民文化部米久保こども・家庭課長)**

「子ども支援センター」では、いじめなど、子どもに関するさまざまな相談を受けている。私学においても当センターにご相談いただければ、電話や面接でも対応させていただくのでご相談いただきたい。

**(安藤委員)**

いじめの問題に関しては、教育委員会とか、そういうものの枠を超えて同じ長野県の子どもの問題通してさまざまなご示唆をいただければありがたい。

**(原山会長)**

もともとこのいじめ問題対策連絡協議会に入っているのはそういう趣旨だと思うので、そのような方向で取り組んでまいりたい。それでは全体を通してどうぞ。

**(大島委員)**

Q2の「いじめの認知件数が多いことが学校のマイナスイメージになるのではないでしょうか？」というところで、「そのような状況があるならば、保護者や地域の方々が不安に思わないよう…」とある。子どもたちも自分の学校の認知件数が多いと、おそらく不安になる可能性がある。

**(小松心の支援課長)**

そのとおりだと思う。子どもたちの不安をあおらないような表現を工夫してみたい。

**(原山会長)**

SOSの発信とその認知が重要な観点であるとすれば、「いじめの認知件数というのはSOSを認知することなんだよ」とアピールをすべき。

**(龍野委員)**

「軽微なものと重篤なもの」という表現は「校内の指導で解決できそうな事案」とか「外部機関と相談しながら扱っていく事案」という表現がいいように思う。

**(原山会長)**

「これは軽微、これは重篤」とそもそもの判断のところで捉えたことが、結果的に深刻な事態ことにつながるってということからすると、軽微とか重篤ということを最初の段階で振り分けるようなことはない方がいいということか。

**(小松心の支援課長)**

私たちの見方で軽微とか重篤と捉えても、もしかしたら子どもたち側にするとそれが軽微なものであっても重篤と考えることもあるかもしれない。表現について工夫したい。

**(高城委員)**

他のものと比べてどうこうということではなく、すべてのSOSを拾うという趣旨であるとすれば、その表現は改善したほうがいいかなと感じる。

**(大井委員)**

子どもたちもある程度のところまで我慢してから相談していると思う。軽く見られる事案であっても、やっぱりいじめの中の1つのSOSの発信だと、大きく受け止めてあげた方がいいのではないかと思う。

**(夏日委員)**

保護者への対応について。ご家族が納得する、しないという問題はまた別にある。学校で対応できるものもあれば、外部にお願いしないといけない部分もあるかもしれないので、そういうニュアンスも含めて表現できるとよいと思う。

**(龍野委員)**

今までは、いじめって学校の中である程度見えて現象通して感じる事ができた。しかし現在はLINEで両方がやりあっているケースが非常に多い。昔はLINEがなかったのでいじめは昼間、学校の中で成長していたが、今は夜に広がり深刻に動いている。実際、学校だけで指導できない部分もあることを保護者に理解していただきたい。

**(原山会長)**

研修資料についてまた委員の皆様が集まっていたくのも大変だと思うので、文章なりで見てください、それをもって最終的には事務局にご一任いただきたい。